

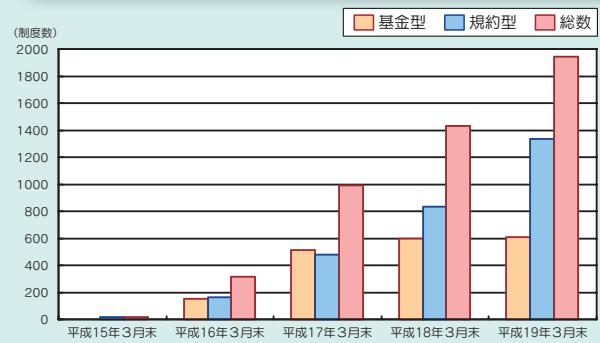
4 確定給付企業年金の現状

確定給付企業年金制度は、平成14(2002)年4月に発足した最も新しい制度ですが、厚生年金基金と異なり代行給付がないために労使の合意で比較的柔軟な制度設計が可能で、かつ受給権の保護等が確保されている長所を有しています。

確定給付企業年金には基金型と規約型がありますが、基金型については厚生年金基金が代行返上を行って確定給付企業年金に移行してくるケースが多く、規約型については税制適格年金から移行してくるケースが多くなっています。

<図表7-5>

確定給付企業年金の実施状況

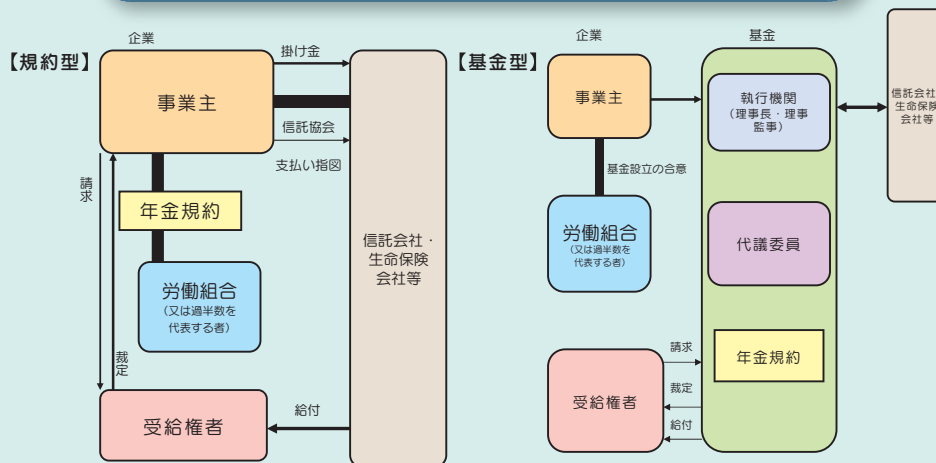


	基金型	規約型	総数(件)
平成15年3月末	0	15	15
平成16年3月末	152	164	316
平成17年3月末	514	478	992
平成18年3月末	597	833	1,430
平成19年3月末	606	1,338	1,944

【厚生労働省年金局調べ】

<図表7-6>

規約型と基金型のイメージ図



<図表7-7>

代行返上の推移

